

# 関西法律学校の創立と法思想

竹 下 賢

はじめに

関西大学の前身である関西法律学校の創立は一八八六（明治一九）年であるが、その趣意書には以下の文章がある。

「吾人國民にして其國法を知らず、其原理を究めざる時は則ち社會の表面に立ち、人に接し、自ら處すること能はず。故に法律及經濟の學は吾人日常須臾も離る可らずして、取も直さず國民たるの本分を尽し、社會に生活を遂ぐる所以の道を講習する方法にして、何人と雖も講修せざる可らざるものとす。……然り而して人生重要な法律經濟學等の一大專

修學校を設立せざるは何ぞや。蓋し我府下の人士は法律の思想を有せざる歟。經濟の知識に乏しき歟。文學藝術の才能に劣れる歟。夫れ然り豈其れ然らんや。……全たく専門教師に乏しきに職由し先輩先覺者の指導誘掖の足らざりしに坐するものと謂はざるを得ず。……先づ府下に於て、一大專修學校を設立せんことを謀り、……將さに大いに法律及經濟學を修むるの便を開かんとす」（句読点は筆者）<sup>①</sup>。ここには「法律の思想」という言葉が登場しているが、その文脈からは、この「思想」がすでに東京には導入されていて、大坂とは異なりそれに依拠した法学校が設立されていることが示唆されている。司法省法学校は一八

七五（明治八）年（明治一七年に文部省に移管して東京法学校と改称）に、私立では最初に東京法学社（法政大学の前身）が一八八〇（明治一三）年に設立され、法学校の設立が東京で続くが、関西での設立は関西法律学校が最初であった。

本稿の目的は、関西法律学校の創立を支える法思想が何であったかを、法曹養成との関連で明らかにしようということにある。明治新政府にとつての大きな課題は国制の近代化（西欧化）であったが、中でも法制度の近代化とは、これまでの律令式目体制を根本的に転換するもので、当然に体制の基礎となる思想の刷新をも意味した。本稿の目的からして、このような思想動向が、当時の法律学校の教育にどのように影響したかが、主たる関心事になるが、それを示すことは、日本がどのように近代化（西欧化）をアジア諸国でもっとも早期にしかも成功裡に敢行しえたかを、法律学校という一局面から明らかにすることでもある。

以下でまず最初に確認すべきなのは、フランスの思想が明治維新においてもっとも影響力をもったという事情

である。周知のように、その思想は日本の近代化にあたって政治や法の改革にかなりの影響を与えたのであり、しかも、関西法律学校はフランスからのお雇い外国人であるギユスターヴ・エミール・ボアソナードの影響下に設置されたのである。

### 一 明治維新とフランス学

現代では、当時のフランスの思想といえ、まず中江兆民（一八四七―一九〇一（明治三四）年）が部分的に翻訳した『民約訳解』の原典である、ルソーの社会契約論が想起されようが、その訳本出版年は一八八二（明治一五）年である。広い意味でのフランス思想はそれ以前に日本に影響を与えていて、それは江戸時代に遡上る。そしてその際にもっとも注目されたのは、ルソーの有名な学問思想界の人物ではなく、統治や政治の世界で著名であった、フランス第一帝政のナポレオン・ボナパルトであった。

## 1 準坳国としてのフランス

明治維新の課題は、文明の開化にあった。それは西欧化のことであり、その実質的な目的は富国強兵と殖産興業にあったが、形式的には国家制度の近代化、つまり西欧的国家制度の確立が、徳川幕府によってすでに締結されていた不平等条約の改正のためにも必要とされた。この近代化にあつて、まず骨格を形成する法制度を確立することが重視されたが、それが意味するのは法治国家の設立であり、そこでは三権分立と民主主義の制度上の整備が課題となつた。明治政府がこれに関連して、あるいはより広く準坳国とみなしたのがフランスであつたが、こうした姿勢はすでに江戸幕府の末期に現れている。

準坳国フランスの見解は幕末に遡上るのであり、そもそも幕府のフランス政府への依存が一般に指摘される。山室信一『法制官僚の時代―国家の設計と知の歷程―』は準坳国という用語を使用して、フランス、そしてフランス学に言及している。それによれば、ナポレオン一世（ボナパルト）や二世（ルイ）への尊崇を通じてフランスを兵制や法制の模範国とする見方は、広く幕末期と維新

期の人々の意識を捉えていたが、そこにはナポレオンについての二種類の評価がみられるとされる。ひとつは軍事的な側面であり、他のひとつは政治的な側面である。前者はヨーロッパを制覇したナポレオン・ボナパルトを智仁勇の勇の模範とする見方であり、後者はとくに法制的な側面でナポレオン法典の制定者に注目する見方である。維新の志士にもこの評価がみられるのは興味深く、ナポレオンの砲術革新を評価した佐久間象山に対して、その弟子である吉田松陰は自由を掲げて旧社会を打倒したナポレオンに共鳴している<sup>②</sup>。

松陰の自由に結びつける見方は特異なものではなく、ただ、幕末維新时期にはより制度的に捉えられて立法思想を指すようになる。ナポレオン法典が「文化諸国民の共通法 (Le droit commun des nations civilisées)」と受け容れられることによつて、「模範人ナポレオンがたんなる軍事的英傑という以上に、フランスの『大騒乱』を収束させた有徳の立法者として着目されるに至つたのである。その後、栗本鋤雲をはじめとして副島種臣、江藤新平らがナポレオン法典をして、日本における法典編纂のため

の文字通りの金科玉条と重宝した<sup>⑤</sup>。ここに言及された栗本は幕府の外国奉行であり、後二者が初期の維新政府の高官であることからしても、後者の評価が幕末維新时期を通じてあつたことが分かる。

本稿が注目するのはこの後者の評価であるが、栗本の当時の認識によれば、ナポレオン法典はプロイセン、イタリヤ、オランダ、スペイン等「近傍ノ数大国皆此書ニ頼リ各其自国ノ律書ヲ改定シ、遂ニ英国ノ律学者モ、律書ハナポレオンコードニ依リ定メサルヲ不得ト云ニ至レリ<sup>④</sup>」ということであつた。こうした事情について、つぎのようにも述べられている。「仏国の制度たる、頗る組織的にして、秩序整齊文書の間其全面を窺知すべきこと、之を掌に指すが如く、他各国の特殊なる歴史的沿革を有して、容易に其姿体を捕捉すべからざると大いに其趣を異にせり。故に法律なり、軍制なり、総べて泰西の新規模に抛らんとするに当ては、速に其要領を得易きの便ありしならん<sup>⑤</sup>」。これと類似する見解を、のちに取り上げるポアソナードも示している。「何を以て仏国の法律に因て日本将来の法律を制定せんと欲する乎。先ずその原

由を説かんに英国に於て法律なきに非ずと雖も五六百年前に編纂せし者にして、晩今に至りて編纂したる全備の者なく、又米国は新国なりと雖も各州其法律を異にするが故に、是れ亦全備一定の編纂法なく、八十年來全備なる編纂法を有する者は独り仏国のみ<sup>⑥</sup>」。このように、法治国家を制定法（編纂法）によつて建設しようとする日本にとつて、理解しやすく網羅的な制定法体系であるナポレオン法典をもつフランスが模範国となるとされる。

ナポレオンの二系列評価における後者の系列は、近代的立法者としてのナポレオン像から近代的法典の模範国家としてのフランス像へとつながっていく。このような展開にあつて、この系列の最初に位置していた、松陰の自由に結びつける見方は希薄になっていくといえる。しかし、この見方は明治維新时期の同時代に新たな思想系列を形成するが、このことは、山室前掲書において確認することができる。それによれば、幕末の頃から「ナポレオンについては、……かなりの当惑と畏怖とを伴つて模範人とされた<sup>⑦</sup>」のであつて、評者によつては「万人を殺戮した梟雄」、「仏蘭西偽帝」、あるいは「秩序の攪乱者」

とみなされたのであった。明治に入ってからその代表的な思想家は、前述で言及した中江兆民であり、つぎのように述べている。

ナポレオン（拿破崙）は「自ら功ヲ負ミ兵権ニ藉リテ議院ヲ破壊シ自立シテ總統官ト為ル、当時私人タル者宜ク群起シテ之ヲ誅戮シ其首ヲ梟ス可キナリ、是ヲ之レ思ハズ相ヒ率ヒテ拿破崙ヲ奉戴シ其末終ニ尊ビテ以テ帝ト為シ、其命ニ趨走スルノ暇アラズシテ國人自由ノ権一挙ニシテ地ニ墜チタリ」。

兆民のこうした評価によれば、革命政府の英雄的將軍であったナポレオンは、帝位についたときから自由主義の対極に立ったということになる。自由主義を標榜する兆民にとって、準坳国としてのフランスは変わらずとも、模範人はナポレオンではなく、民主主義の原理を説くルソーとなる。すでに明らかなように、この思想系列はまさに兆民がそれに属する自由民権思想に他ならない。

## 2 明治維新と初期の司法制度

以上のような幕末維新期の準坳国思潮とその思想的状

況についての理解と並行して、ここでは明治政府による新たな司法制度の設立について、一定の知見を得ることにしたい。

明治政府のもとで司法制度を樹立した第一の功労者は、佐賀藩出身の江藤新平（一八三四〜一八七四）であった。江藤は、もともと一八六二（文久二）年に佐賀藩を脱藩した維新の志士であり、副島種臣（一八二八〜一九〇五）、大木喬任（一八三二〜一八九九）らと同様に明治政府に出仕した。因みに、明治政府の要人であった大隈重信（一八三八〜一九二二）も佐賀藩出身であるが、藩士から明治政府の官員となった。江藤は一八六七（慶應三）年の王政復古の政変で成立した新政府のもとで徴士、戊辰戦争時には東征大総督府軍監、そして江戸府判事となり、一時、佐賀藩の藩政改革に従事したのちに中弁として中央政府に復帰する。この中弁の職は現在の内閣官房の次官に相当すると思われる。

この時期の一八七〇（明治三）年の早々に制度取調専務となり、国政の基本方針について時の大納言であった岩倉具視から出された諮問に対して答申書を提出してい

る。毛利敏彦『江藤新平』によれば、「江藤の答申書は、三権分立と議會制を加味した君主国家日本を確立し、政治的には中央集権体制の促進（郡県制、廢藩）を、社会的には封建的身分制度の簡素化、解消（四民平等）を期すべし、との国政の基本方針を打ち出した」<sup>10</sup>。江藤は三権分立、つまり「制法（立法） 政令（行政） 司法の三体」が「治国の要」とし、「『制法政令の二体は一和して力を戮すべきである』のに対して『司法は此の二体に屹然として別れ、自立して他を顧みず、只管律例（法令）に準拠して裁断をなす可きなり』」<sup>11</sup>として司法権の独立を明確に表明している。

さらに、右大臣である三条実美に上程した「政治制度上申案簡条」における司法台・裁判所構想は、後続の司法制度史にとつてきわめて重要である。それによれば、刑部省と弾正台を統一して司法台とし、その下に下級裁判所を設置することになる。当時の刑事裁判は通常は刑部省の管轄であるが、その地域は東京府内に限られており、それ以外では府藩県が担当していて、その結果、府藩県の上級官庁である民部省がこれに関与することにも

なっていた。また、弾正台は「内外の非違の糾弾」を職務としていて、刑事裁判に介入することが可能であった。江藤の司法台構想は、こうした裁判組織の混乱を司法権の統一的組織体系によって克服しようというものであった<sup>12</sup>。こうした「答申書」と「上申案」による江藤の提案は日本の国家制度の整備全体に関わるものであり、ここではその一部を、本稿の関心から抜き出したものである。ただ後述との関係で重要なのは、議會構想であるが、これについては後述に譲る。

これら上申書の提出に続いて江藤は、太政官に設置された制度局御用掛として法制定の基本方針を策定する国会議に参画する。明治政府の制憲會議ともいべきこの會議では、「君主独裁の大本を立て雑まじるに定律の法を以て……定律の法は如何、国民に権利を与え、制法行法司法の三権を分ち、議事院を置く等是なり」<sup>13</sup>という、上記の「意見書」で提案された内容が會議として確認されている。この国会會議そのものがそもそも上記の「上申案」において提案されていたものであるが、「国会會議の議案」としてはつぎのように述べられている。

「一体、各国とも政府と政府との交際は公法を以て整え、政府とその国民との交際は国法を以て相整え、民と民との交際は民法を以て相整え候次第、各国の通義の様に相なり居り、総て国家富強盛衰の根元も、専ら国法民法施行の厳否に管係致し候趣」<sup>14</sup>。

このように、江藤にとって国法（憲法）に並んで民法の制定は、国家の法制度の二大基礎の構築を完成させるものであった。

民法会議は制度局の内部で発足させられたが、それだけにこの年（明治三年）の十一月からの国法会議より早く、九月からの開催であった。毛利前掲書は民法会議との関連で、江藤による民法の評価を、つぎのように述べている。「民法は、江藤が『民と民との交際は民法を以て相整え』といみじくも説明したように、法の前に平等で自由な個人（私人）を前提にして、その私人相互間の権利義務関係（家族関係、財産関係など）を規定する近代国家の一般法である。それは、士農工商の身分別に適用法令を異にした封建法の原理を根本的に否定するものであり、その意味で、民法は、四民平等の近代社会を実現

するもつとも強力な手段であった」<sup>15</sup>。このような近代社会を建築するための法的な土台となる民法の模範とされたのは、まさに前述で言及したフランス民法である。

明治政府はすでにナポレオン法典に注目していて、前年の「新律綱領」の編纂に当たって、フランス刑法を参考資料にしていた。その際に翻訳を担当した箕作麟祥を、江藤は制度局御用掛兼務として民法会議のためのフランス民法翻訳に当たらせた。こうして民法会議は、翌年の一八七一（明治四）年の前半で「民法決議」七九箇条をまとめたが、これは日本で最初の民法草案だといえる。この年の七月に太政官制の改革が行われ、立法機関としての左院が設置されるに至り、制度局は左院に移管されて、そこで民法典編纂事業を継続することになる。それに応じて、江藤は左院の議員ないし副議長に就任して、この事業を導くことになる。そして、つぎの年（明治五年）の四月に江藤が司法卿に就任して、一〇月には司法省民法会議を開設した<sup>16</sup>。

ところで、明治の司法制度の確立にとって重要なのは、前記の明治四年七月の太政官制の改革である。これによ

つて、江藤の「上申案」における構想が実現され、刑部省と弾正台が廃止され司法部が設置される。この時に司法省大輔に就任したのは土佐藩出身の佐佐木高行（一八三〇～一九一〇）であり、弁官制が廃止されたのちの江藤は、数日後に「大学」を廃止して新設された文部省の大輔に就任した。この職務のもとで、江藤は従来の主流である儒学と国学から切り離して、文部省を洋学中心に再編成する。それまでの大学については、本校が儒学派と国学派の抗争のために事実上の休校になっていて、洋学の南校と医学の東校とが活動していたが、それらの教育機関としての大学の上部にある行政機関として、文部省を位置づけたのである。江藤は文部省務として、従来の管轄下諸学校の管理運営に加えて、全国民を教育して「道を得せしむる」責任を課している。江藤が文部大輔に在職したのはわずか一七日間であり、その後、前述のようにに左院に転出する<sup>17)</sup>。

### 3 司法卿江藤新平と明法寮

一八七二（明治五）年四月に司法卿に就任した江藤が

まず手がけたのは、司法省による司法組織の統一的管轄であった。太政官制度の改革によって統轄的官庁として司法部が設置されてからすでに十か月、改革は名目のみで司法の集権的体制はなお確立されず、司法部がわずかに東京府の刑事訴訟（断獄）を所管したのみで、民事訴訟（聴訟）を含むその他は地方官に委ねられる状態であった<sup>18)</sup>。これを打開すべく江藤は就任して間もなく、太政官正院（内閣）に対して府県裁判所管轄伺を提出する。そこで強調されるのは司法部による統轄であり、「聴訟断獄ノ事務ハ一切府県ニ至ルマデ当省ノ管轄トナシ、全国律法一軌ニ出候様之レ有リ度ク」とされる。五月には「司法事務」全五条が制定され、その第一条においては「本省ハ全国ノ裁判所ヲ総括シ、諸ノ事務ヲ掌ル。但シ裁判ノ事ニ関係スル事ナシ」との規定が置かれる<sup>19)</sup>。このような三権分立の思想は、すでに言及した江藤の岩倉宛「答申書」において明言されており、六月には「司法事務」を本格的な条文にした「司法職務定制」二二章一〇八条が制定されるが、ここでも行政と司法の職務は異なるだけでなく、これらを兼務してはならず、司法部は裁判の



事務のみを扱うとされている。

また、「司法事務」と同時に制定されたのが「司法省誓約」五六条であり、それはまさに江藤の民権思想の司法的表明であった。その最初の二か条には、「一 方正廉直ニシテ職掌ヲ奉ジ、民ノ司直タルベキ事 二 律法ヲ遵守シ、人民ノ権利ヲ保護スベキ事」とあり、法律を司る司法省官員の職務は、国民の権利を守るといふ国民のためのものだとされる。続く三か条の意味するところは、そのために重要なのが訴訟における遅滞と冤罪の排除であり、そうした官員の姿勢が国民の訴訟を防ぎ治安をもたらし、ということにある。

そして、その後四か月で施行された上記の「司法職務定制」は、「司法権の独立の最初の礎石」<sup>20</sup>とも評される画期的な法律であるが、ここで注目すべきはその「附奏」であり、それは江藤著の「司法省の方針を示すの書」として遺されている。そこでは、何よりも司法省の主たる職務がその目的の面から明快に規定されていて、「司法省誓約」を敷衍した形で、民事裁判の敏速と簡便、刑事裁判の公正と必罰とが、判事と検事をも擁する司法省全体

の目標であるとされている。<sup>21</sup>

本稿の脈略で重要なのは、これに続く明法寮への言及である。「司法職務定制」の第十九章は明法寮職制であり、第二〇章は明法寮章程であるが、江藤「方針を示すの書」はこの明法寮の職務についてつぎのように述べる。

「それ悪を羞ずの心は人みなこれあり、恐懼の心は人みなこれあり。而して法令を犯すもの少なからず、その故何ぞや。けだし法のいまだ密ならず、律のいまだ嚴ならざる故なり。これを以て、明法寮の設けありて、既行の法律は、その義理、得失の事情に適合するやを詳にせんが為に評議、論弁し、未行の法律は、なおまた条理を尽くさん為に、各国の法律をし、参酌、議定し、いやくも密と嚴とを目的として、草案を立てしむ」<sup>22</sup>。

ここでは、前段において公平な裁判と司法の監督が重要であるとされたことを受けて、合理的な法典の編纂が必要であり、そのためにも各国の法律を比較研究することが要求されている。そして、このことを担う機関が明法寮である。このような江藤の見解は、すでに前年（明

治四年)九月に設立されていた明法寮の任務を拡充強化するものであり、明法寮職制は「博ク古今及び各国ノ法ヲ講究」することを法官の職掌としている。石尾芳久「關西法律学校の創立とその精神」によれば、この「方針を示すの書」において「裁判所の重要性、法典編纂の重要性、そして各国の法律の比較研究の重要性が、一体として必然的な関連をもち分離することができないものとして考えられているのであり、法曹団体による法の発見、法曹団体による各国法の研究の必然的関連が説かれている点には、……法曹団体による法学研究の重要性、法曹団体による法曹志望者の育成という〔法曹養成の〕教育方針の原形ともいべきものが、定立されている」とされる。たしかに、江藤による明法寮の目的規定は、明治初年の法律学校一般の原形をなすものであった。

前述のように、江藤はこの年(明治五年)の一〇月に司法省民法会議を設立するが、明法寮はこれ以前に制度局とは別に、外国法研究を踏まえて民法典の編纂作業を行っており、この年の秋に「皇国民法仮規則」全九卷一八五箇条をまとめた。これは、江藤の指揮下で民法会

議を組織しすでに「民法決議」七九箇条を完成させた左院制度局との協力作業の結果と考えられる。そして一〇月になって、江藤は司法省内にこれらを受けた民法会議を立ち上げるのだが、これによって翌年三月に完成するのが「民法仮規則」全九卷八八箇条である。<sup>24)</sup>

明法寮にとってこうした法典編纂作業と並行して重要なのは、法曹養成事業であり、それを担ったのは、「司法職務定制」の制定と同じ明治五年八月に設立された司法省明法寮学校であった。石尾前掲論文はこの設立を主導したのも江藤であるとし、その証左として前年八月の江藤による「司法伺」を挙げている。それによれば、「今般政体が変革されたので司法の官を諸方に分置しなければならず、法律の人材が多くなければ御用忽ち差し支えるので本省における法律育英の道至急の件であり、明法寮を設立して法律有志の生徒を集めるべきである」とされる。前述のように明法寮はこの司法伺の一か月後に設立されたのであり、江藤の主導は疑いないし、それがここにいう「政体の変革」、つまりこの年七月の廃藩置県と深く関わっていることが分かる。江藤による廃藩置県によ

る中央集権化は法治国家の確固たる形態をもって確立されねばならず、そのために誰よりも司法官が配置されねばならないのである。

## 二 司法省法学校から関西法律学校へ

新政府の統治機構を精力的に構築した江藤は、前述からも分かるように理論家でもあった。この江藤が司法卿となつて法制度の樹立に邁進することによつて、明治政府のもとの法制度は着々と整備されていったといえる。前記のように一八七三（明治六）年三月に「民法仮法則」が完成するが、その直後の四月に江藤は司法省を去り、左右大臣に次ぐ官職である参議の職に就く。そして、江藤は中心となつて太政官正院強化策を実行し、その後の五月以来、日朝国交回復をめぐる朝鮮使節派遣問題に巻き込まれて、一〇月に辞職して政府を去ることになる。ただ、のちの展開にとつて重要な江藤の事績は、前年九月の司法卿時代に司法関連の外国視察団の出発に当たつて、それらの人々にフランスにおいて日本政府の法律顧問を雇い入れよとの指示を出していたことである。<sup>28</sup> これ

に応じる形でボアソナードが来日するが、後述のように、それは政府の統治の基本姿勢が大きく転換する時期にあつたのである。

### 1 司法省法学校とボアソナード

すでに言及したように、明治四年に左院副議長であつた江藤は司法卿を提出して、有志の学生を集めて「法律育英」の必要性を説いたが、それを受けて設立された明法寮において、一八七二（明治五）年七月から法学生徒に対する普通学と法律学の授業がフランス人教師によつて開始された。前述の江藤の指示により招聘された法律顧問は、日本の法制度の確立に大いに貢献したボアソナード（一八二五―一九一〇、日本滞在一八七三―一八九五）であつたが、その講義が開始されたのは翌々年の明治七年四月であつた。奇しくもその四月に、法曹養成制度の生みの親である江藤が佐賀戦争に加担した罪により、死刑の判決を受けて処刑されている。一方で、この養成制度は拡大を続け、明治九年に明法寮は改組されて司法省法学校となる。

江藤との関係で重要なのは、参議を辞職した江藤、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣の四名を中心に、明治七年一月に太政官左院に提出された「民撰議院設立建白書」である。この建白書の文章にはつぎのような趣旨が表明されている。現在の政府の有司専制は「政令百端朝出暮改、政刑情実ニ成り賞罰愛憎ニ出ズ、言路壅蔽困苦告グルナシ」の状態であつて、これを救済するには「唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已、天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ツニ在ル而已」として、有司専制の弊害を掣肘するための民撰議院との主張が前面に出ている。しかし、この思想的な背景を知ることができるのは、当設立運動の拠点として建白書提出の直前に結成された「愛国公党」の結盟の辞においてである。「天の斯民を生ずるや、必ず之に附するに通義権理を以てす。……我党の目的は唯斯人民の通義権理を保護主張し、以て斯人民をして独立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已」。毛利前掲書によれば、「同党の目的は天賦人權論に立脚して人民の基本的人權（通義権理）を保護主張し人民の自立を図ること」であつたということになる。<sup>80</sup>

さらに、建白書が自由民権運動を惹起したことにについては、つぎのように述べられている。

「これこそは自由民権運動の発端であつた。副島らは、この建白書を新聞『日新真事誌』に公表したので、全国に広大な反響を呼び起した。この建白がでるまでは、政府が日本近代化の体系的な理念・構想・ノウハウをほとんど独占していた。反政府諸潮流は、政府と対等の位置にたつて争うことは困難であつた。反政府運動の多くは、政府の積極的な攻勢に追い立てられた受動的抵抗の域をでなかつた。ところが、民撰議院設立建白は、政府首脳に匹敵する閱歴と声望の持ち主を署名者に揃え、政府に対抗できる国政理念を提示した」<sup>81</sup>。

このように、司法省法学校の開設の時期は自由民権運動の幕開けの時期に当たるのだが、そのことがその後の法律学校の設立に影響を及ぼすことになる。

自由民権運動に関係する法律学校の設立についてはのちに述べるとして、ここでは司法省法学校との関係で、そこで指導的役割を果たしたポアソナードの法思想につ

いて、見ておくことにしたい。すでに述べたように、ポアソナードの最初の授業は明治七年に明法寮における「自然法講義」であるが、その「開講の辞」は、講義を通じて教えようとしているのが自然法であることを説明している。それによれば、日本の旧い法は消滅しようとしていて、新しい法はまだ発布されていないこの時期にあって、教えようとしているのは「法文の外にあつて法文以前に存在している法、立法者自身の法典であるところの法がある。すなわちそれは自然法である」。そして、「何人をも害するなかれ」、自然法のすべてがそこにある。これこそ、立法者がひたすら発展させ、生命を与えるべき根源的規範である。あらゆる実定諸法律の正しい基礎である。……そして、精神的法則は、そこから帰結され演繹されるものが、人為的法則よりもはるかに広範に及びうるものなので、われわれは、自らの良心と理性がわれわれに示すところの法則をすべて遵守するとき、精神的法則と人為的法則の両方に従つたことになるのである」とされる<sup>⑧</sup>。

このようなポアソナードの「開講の辞」は、人為的な

実定法を越えて、しかもその法の正当性の根拠となる自然法を認めるという点で、まさに自然法思想を表明している。石尾前掲論文によれば、その思想は、明治一二年に司法省法学校に就任したジュールジュ・アッペールに共通しているとされる<sup>⑨</sup>。アッペールは「此国ノ心理ハ彼国ノ妄謬」という格言を遺したパスカルに言及しつつ、「パスカル氏固ニ天縦ノ英才ナリト雖トモ法律学為セシニ非ス。惜哉、各国法文ノ異ニ眩シテ、其実常ニ同一ノ原則ノ存スルアルヲ看破スルヲ得サリシ。然レドモ仏書ハ仏国ノ為メニ著述ス。故ニ其制度風俗ヲシラザレハ解ス可ラザルノ言句文章亦往々ニシテコレアリ、訳者ノ注釈実ニ欠ク可ラザル所以ナリ」としている<sup>⑩</sup>。たしかに、こうしたアッペールの主張の前段は、自然法原則の存在を認めるものである。しかし、この後段はその国の制度風俗の相違を知らなければ、そもそも仏書を解することができないのであつて、そこで訳者の注釈が必要になると述べている。ここには、天賦人權論とは異なつた傾向の議論がみられるように思うのだが、これを取り上げる前に、天賦人權論に立脚した自由民権運動と法律学校との関係

についてみておくことにする。

## 2 私立法律学校の設立と自由民権運動

すでに述べたように自由民権運動は、一八七三（明治六）年一〇月に江藤ら五参議が日朝国交回復をめぐる朝鮮使節派遣反対の閣議決定を不満として辞職したこと（明治六年の政変）に端を発するが、そうした政変の背景には近代化を優先する立場と内治をまず確立する立場との対立があり、政変後の政府の指導者は内治派の大久保利通（一八三〇～一八七八年）となった。大久保のこの立場は、いわゆる岩倉遣外使節として一年一〇か月におたって欧米を視察した結論である。大久保が視察において注目したのは、維新时期に薩摩藩と親交のあったイギリスではなくドイツであったが、それはイギリスの近代化が政治や経済など歴史的で総合的な発展を土台にして成し遂げられたのであるのに対して、ドイツの近代化は連邦制ではあっても集権化のもとに法律や経済の統一的制度を急速に達成したからである。大久保にとっては、日本の近代化の模範となるのはドイツだと考えられたので

あり、準拠国はフランスではなくドイツとなった。<sup>33</sup>こうした見方は遣外使節の多くが共有したといえ、とりわけ有力者であった木戸孝允（一八三三～一八七七）も、当初は民権を保障することが国力充実の出発点であると考えていたが、国民の開化に応じた漸進主義に転じてドイツ流の憲法構想に賛同するようになる。<sup>34</sup>

大久保政権はただちに内務省を設立し、その二部局である勸業寮と警保寮を通じて、国内の治安を達成した上で殖産興業を推進する施策を行うことをめざした。一方で、自由民権運動は下野した参議が建白書で提案した前述の民撰議院の設立、つまり国会の開設を第一の目標に掲げた。ただし、大久保も大阪会議での木戸や板垣との妥協の結果、明治八年四月に「漸次立憲政体樹立の詔」を出して、立憲政体を拒否することなく、その創設を政治日程に組み込んでいる。しかし、その後の政府の再編による専制的な大久保政権の成立により、とりわけ士族や農民の政府の施策に対する不満は、その有司専制という統治体制に対する批判へと凝集し、民権運動を激化させた。まもなく自由党へと編成される国会期成同盟が一

八八〇（明治一三）年に、参議を辞職した大隈重信（一八三八～一九二二）によって立憲改進黨が翌々年に結成された。この頃、多くの民権結社が全国で組織されるようになり、民権派として漸進主義の国権派に対峙するようになる。<sup>55</sup>

石尾前掲論文によれば、関西法律学校の創立の端緒は明治義塾法律学校にあるとされるが、それは一八八二（明治一五）年から本格的に活動した明治義塾法律学校に馬場辰猪が教師に就任したことに始まる。馬場は明治一四年から急進派の民権結社である国友会を主宰する民権運動家であり、その国友会の明治一六年の政談演説会において関西法律学校創立時の校主である吉田一士が演者を務めている。そして、明治義塾法律学校では馬場が当初「英書による憲政史」の講義を行ったとされるが、明治一八年の「日本立憲政黨新聞」によれば、当法律学校発行の講義録第四號に「メイン氏法律史」の講義録が収録されている。同時に、その講義録第三號に関西法律学校創立時の講師である井上操の「日本刑法」と、同じく講師兼学監である鶴見守義の「佛國民法代理編」が収録され

ていて、また、明治一九年の「大阪日報」に掲載された関西法律学校設立の経緯によれば、吉田の肩書きは「明治義塾法律学校監事」とされているのである。<sup>56</sup>

このような事実を踏まえて、石尾前掲論文はつぎのように述べている。

「とくに、吉田一士と井上操の連携は深かったと考えられ、明治十九年大阪事件の裁判官として（東大教授はその時期に辞任している）、大阪重罪裁判所裁判長、大阪控訴院評定官として赴任した井上操が、吉田一士と共に大阪の地において私立法律学校の創立に関して計画し連携するところがあつたであろうことが、当然考えられるところであつて、その意味において、関西法律学校の創立はボアソナード門下と自由民権運動家の法律教育への主体的連携的な熱意にもとづくものであり、決して従来いわれているような偶然的契機ではなかつたのである。<sup>57</sup>

たしかに、吉田と井上の関係が認められることから、また、その結びつきの場が自由民権運動家の馬場が勤務した明治義塾法律学校であることから、ボアソナード

門下と民権運動家の結びつきを想定することができるとも。また、本法律学校は明治一八年に廃校となり、英吉利法学校と英語学校に分かれ、のちに前者は中央大学、後者は日本大学になったとされるが、それはとにかく明治一九年におけるこの廃校の状況と井上の転勤を考えても、それを転機として吉田と井上が連携して、同年にフランス系の法律学校として関西法律学校を創立したことは十分に考えられることである。

創立された関西法律学校には、多くの司法省法学校の卒業生が講師として勤務し、第一期生からは井上と小倉久、第二期生からは手塚太郎、鶴見守義、志方鍛がおり、またボアソナード門下の堀田正忠もいた。講師陣はすべて、ボアソナードゆかりの法律家であり、吉田は校主である。さらに名誉校員に迎えられたのは、大阪控訴院院長の児島惟謙、大阪始審裁判所長の大島貞敏、経済人の土居通夫であった。

### 三 創立の思想的脈絡

ここで改めて、前々節の最後で指摘したボアソナード

の法思想にかかわる問題点を取り上げることにはしたい。それは、関西法律学校の創立者にみられる学派の結合関係、つまりボアソナードの法思想と自由民権思想との関係を、法思想史の観点から説明することにつながる。野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」が紹介するように、ボアソナードは来日以前に、フランスの大きな国家机关に外国立法常設委員会を設置して、それに文明国の立法を収集して、この国の法律の継続的な改良のための資料とする任務を与えるべきだと主張していた。そうした事業はまさに「法と立法、すなわち人間の才能と理性の最高の表現についての一種の国際的協力」であり、かつては「ユートピア」といわれたこの目標の実現に向かつて、いまや他の諸科学や教育もまたその事業を支援しているとされる。

このようなボアソナードの見解は、すでに取り上げたその自然法論を前提にしてよく理解しうるものであり、しかも、そこで提示される「比較立法」の議論は後述のように一国の法の独善主義を否定するものであり、フランス法も例外ではなくなる。ということ、こうした自



然法思想によって、西欧諸国のうちに模範国を求めるといふ発想自体が乗り越えられることになる。このように、原理主義的な自然法論がまず議論の出発点にはなるが、すでにみたように、趣旨の異なる議論がこれに結びついているのである。

## 1 自然法論の相対化

ここで、同じく前々節の末尾で言及したアッペールの見解を振り返るが、それはとりわけその後段で、フランスの制度風俗の相違を知らなければ、フランス語の書物を理解できないというものであった。その見解は、各国

の法制度はその制度風俗を知らないといふ見解に一般化することができる。こうした見解は、明治一七年の司法省法学校卒業生に対するアッペールの演説の前半の一部にみられるが、その演説の後半では、日本の法律や財政に関して著書や仏訳書を著して西欧人に理解させることを、卒業生の今後の仕事として期待するとともに、そのためには歴史や文学の勉強が必要であることを説いている。<sup>④</sup> またこの後半部でも、アッペールは

独自の文化を知ることの重要性を指摘しているのだが、こうした主張は前記のボアソナードの見解に結びつけて理解することができるのである。ここでは、前述で引用したアッペールの見解の後段を問題にしたのだが、前述のように、前段においてはボアソナードと同様に普遍的に妥当する自然法思想が擁護されている。つまり、アッペールもまた自然法の理想的な実現、つまり実定法化のための「比較立法」の研究内容として、その国の制度風俗についての知識の必要性を説いているということになる。

石尾前掲論文によれば、ボアソナード門下生の裁判官や司法官僚による関西法律学校の創立には、こうしたボアソナード思想に関連した必然性がみられるとされる。明治一七年に司法省法学校は文部省管轄の東京法学校になり、翌年に、東京大学（明治一〇年設立）に吸収合併されて法学部第二課となるが、このような事態は「自国の法の独善主義」に陥るものである。ボアソナードは「国際的協力を通じて発見されるべき民族の相違を越えた人間の才能と理性の最高の表現たる自然法思想こそ、自国

の法の独善主義を否定し、戦争と破壊に対決しうるものである」と主張して、そのために独善主義に対抗しうる私立学校を創立して、法曹団体自身によって教育を行う必然性がかの門下生にあったのであり、「その志向に合致する限りにおいて、自由民権運動との連携を保とうとしたのである」とされる<sup>42</sup>。関西法律学校の創立という事実のもとに自然法思想と自由民権思想とを結びつけるこうした見解に関しては、人的なつながりに関してたしかに説得力がある。しかし、思想的な連関として考える場合には、より慎重に考慮することが必要である。

さしあたり注意すべきは、これら両思想を結びつける一般的な見方には、自由民権思想が自然法的構想に立脚しているということへの着目が背景をなしている。日本の自由民権思想は前述のように、とりわけルソーの思想の影響下に天賦人權論を説くのだが、ルソー自身はロッキのように自然権思想を正面から展開するものではない。しかし、ルソーは人間の本性が自由であることから説き起こすのであって、自然権思想の理論枠組みで社会契約論を展開しているわけで、日本の天賦人權論は西欧思想

史の系譜を逸脱するものではなからう。しかし、問題となるのは、ボアソナードの自然法論と自然権的自然法論との関係である。これについて明確に述べているのは、田中耕太郎「ボアソナードの法律哲学」である。「彼は十七、八世紀の頃の啓蒙的自然法学者に属しない。この故に彼の思想はフランス革命のそれと出発点を異にしている。啓蒙期のそれ、フランス革命のそれは非宗教的のものであるが、彼のものは、アリストテレス的、クリスト教的、スコラ的のそれ、すなわち宗教的性質のものである。彼の理論は総て神に対する信仰によって統一せられていたのである」<sup>43</sup>。『性法講義』によれば、ボアソナードの考えている自然法の内容が「各人に彼のものを帰すべし」と「何人をも害することなかれ」という二つの準則であるということから、アリストテレス的でトマス的な自然法の特徴をもつと考えられ、このような評価が是認されよう。しかし、ボアソナードの法思想を伝統的自然法論と評価する論者も、その思想が硬直的ではなく、柔軟で現実的であることを認めている。前出の田中前掲書はつぎのように述べている。

ポアソナードの自然法の思想は「理論的なものであり且つ経験的なものであった。其の立場は人間の最高の使命および人間性の現実の根本的認識を忘るものではない。この点がスコラの自然法学派の特質である。従って其れは人間の現実を無視して一足飛びに純理に馳せるようなことは決してしない。純粹正義と社会利益の折衷がポアソナードの所期した所である」<sup>40</sup>。

ポアソナードの法思想をこのように検討してみると、そこでは自然法論のもつ理想主義的方向が相対化され、現実主義的な側面をもつことが看取され、その法思想は啓蒙期の自然権的自然法論から遠ざかるだけでなく、すでに言及した遣外使節の漸進主義に接近することになる。こうした思想傾向は前述のアッペールの思想に類似しており、自然法の具体的展開の土台として各国の制度風俗を考慮することを要求する。このような各国の独自性を重視する、いわば多文化主義の立場は大久保の内治主義ないし漸進主義の立場に通じるものがあり、前述のようにその立場は、岩倉遣外使節として欧米を視察した大久

保の結論でもあった。また、同じく使節の一員であった木戸も、フランスを模範国とした近代化を推進する民権主義から国民の開化に応じた漸進主義に転じた。山室前掲書によれば、大久保は帰国後に征韓論への反対論をつぎのように記している。「即今政府の諸業を起し富強の道を計る、数年を待ち成功を期したる者にして、即ち海陸、文部、司法、工部、開拓等の諸業の如き、皆一朝一夕の能く効を致す所に非ず、必ず若干の歳月を期し、順を踏み序を逐て其成功を勉めざるを得ず」<sup>41</sup>。

このように大久保の漸進主義は近代化のためには各分野での総合的基盤整備が必要であって、そうした整備なしに近代化を急速に推進すべきではないというものであった。これに対して、木戸の漸進主義は法制に傾斜するものであり、ドイツに倣った憲政の確立を目標とするものであり、のちの伊藤博文による立憲政治（明治十九年大日本帝国憲法発布）につながるものであった。

## 2 相対化の時代背景

この関連でより注目し値するのは、もともと江藤によ

りフランス法の継受の迅速な実行のために派遣された井上毅<sup>④</sup>ら、使節内の司法官の動向である。井上毅は明治六年につきのように記述している。

「独乙人ハ常ニ羅馬ノ法ヲ以テ標準トストイエドモ其固有ノ慣習從テ生活スル事ヲ易ヘズ、彼レ漸ヲ以テ進ミ常ニ羅馬ノ法ヲ以テ思考ニ置キ涵養融治シテ深ク骨髓ニ入り其ノ性ニ因ルニアラズシテ其ノ学ニ因テ將ニ羅馬ノ全美ニ至ラントス」<sup>⑤</sup>。

このように井上毅の見解は、国の固有の慣習文化を維持しつつ、外来法の模範を字として掲げてそれを咀嚼して実践に移すというものであり、それによってかえって模範の理想的な達成が可能になるという。われわれはそこに、外国法を模範としながら自国の文化に対応させて立法を行った、その後の日本の法制度近代化における基本的な姿勢をみることができるといえる。

こうした姿勢をポアソナードにおいて確認できるのは、その憲法構想においてであるが、それは民撰議院設立についての評価を含んでいるだけに興味深い。矢野裕子「ポアソナードの憲法構想——小田切本『憲法備考』を手が

かりにして——」によれば、ポアソナードは『性法講義』において、憲法が身分法と同様に当該国の特殊事情を考慮しなければならぬので、自然法の適用領域にはならないとしながらも、憲法の三権分立と国民主権は自然法に規制される恒常的要素であると述べる<sup>⑥</sup>。そして、明治八年四月の「憲法論」において国民主権に該当する民撰議院設立については、基本的には国民を政治に参加させて民心を獲得するためにも民撰議院の設立に賛同すると同時に、その権限にはかなりの制限を加えている。民撰議院は天皇に対して「相談人」の地位にあり、天皇の間に応じて「答議」を行うが、この採用に関しては天皇の随意に委ねられる。このように、主権論として考えれば、その見解は民撰議院を認めることはあっても天皇主権論である。このような見解は立法権を国民に与えることが時期尚早であるとの判断に拠るものであり、ポアソナードは「文明ノ進ムニ從ヒテハ漸々眞議員ノ體度ヲ得ルニ至」ると述べている<sup>⑦</sup>。

ここでは、上記の井上毅の漸進主義との共通性をみることができのだが、そのことは「憲法論」の五か月後

に著された「憲法備考」において、その見方にもよるが、その傾向はより強くなる。つまり、ここでは憲法の提案項目として「民撰議院」は置かれておらず、「元老院」の項目において「民撰議院」への言及がある。しかも、それは民撰議院が設置されていない現状では、元老院が天皇の権限を制約する任務を負うとの論述がみられる。こうしたポアソナードの漸進主義は政府のお雇い外国人としての立場を反映したものと見え、当時の権力事情を理解することが必要となる。

前述のように、大久保政権は明治八年に「漸次立憲政体樹立の詔」を出す、それは妥協の産物であって、大久保の本来の意図は天皇のもと集権的統治による内治優先であった。しかし、木戸の主導のもとに設置された地方官会議が同年に開催されたが、それは立法機関である太政官左院に替わって設置された元老院を上院として、下院に位置づけられるものであった。このように木戸の漸進主義は、民撰議院と有司専制体制との間の体制を狙うものであった。しかし、その体制は木戸の狙いどおり機能することはなく、木戸は西南戦争と同じ年の明治

一〇年に病没し、その後は大久保政権下の有司専制が支配することになる。

こうした木戸の構想をも考慮すると、民主主義の漸進主義といっても立法機関に関して様々な形態を考へることができる。民権派と国権派の両極を前提にすれば、木戸の元老院制度は国権派に近い漸進主義だといえ、これに対してポアソナードは、矢野前掲論文によれば、明治八年四月の「憲法論」ではかなり制限を付したものであっても原則的に民撰議院の設立に賛同していて、木戸よりは民権派に近いといえる。しかし、同年九月の「憲法備考」では前述のように民撰議院の項目は外され、立法機関としては元老院への言及が中心になっており、ここには立憲政体に関する木戸あるいは政府の意向が反映しているように思える。当時の政権指導者である大久保は内治優先の立場から地方制度の整備に努め、それは木戸の構想の地方官会議と通じるところがあっても、国権派に属している。

この大久保が明治十一年五月に暗殺されたのち、前述のように自由民権運動が高揚して明治一三年に国会期成

同盟が結成されるが、これに対して政府は翌年一〇月に明治二三年に国会を開設するとの勅諭を出す。この時点の前後にボアソナードは井上毅の質問に対して二回の答議を提出している。最初のもので、ボアソナードは制定される予定の日本の憲法が政府主導型になることを見通しつつ、「國議院」（民撰議院）に強い権限を与えるべきでないとし、諮問機関のようなものでも民主主義を実現する第一歩となるとしている。しかし、国会開設の勅諭ののちの二回目の答議によれば、国民が納税と兵役の義務を負う以上は当然に「権理」を有しており、「國民代議」制を導入して議院に立法権を認めることによって、天皇の権限は制限されるべきであるとされる。このように、ボアソナードは政体として君民共治を支持するのであるが、その根拠となる「権理」論においては、天賦人權論流の自然権思想の普遍主義ではなく、自然法を根拠としつつも相對主義的で歴史主義的な立場を擁護している。

## むすび

本稿は関西法律学校の創立に関わって、その背景にある法思想を問題にして、ボアソナードの自然法思想と創立者達の懐くと思われる自由民権思想との関係を検討した。その結果としていえることは、自由民権思想の基本とみなされる自然権的自然法思想とボアソナードの伝統的自然法論とは異なり、後者の自然法論は自然法を理想として掲げるとしても、その実現については、現実主義的で歴史主義的な傾向をもつということである。そのために、国権派と民権派が激しく争った議会設置という實際的な論点に関して、ボアソナードは国権派に近い漸進主義の立場をとる。

このような思想傾向を自然法論から説明するならば、前述のようにボアソナードは出発点として自然法の根幹を「何人をも害するなかれ」にあるとみたが、それとならば大原則として「各人に彼のものを帰すべし」を挙げていた<sup>51</sup>。つまり、この両原則を総合して考えるならば、各人<sup>51</sup>にその者にふさわしいものを与えない場合に、その者を

害することになるといふ原則が導かれる。しかし、その者にふさわしいものとは何かが問われるのであり、そこに自然法が人間の現実としての歴史的发展と結びつく場が生まれる。西欧近代における権利概念の制度化は、自然法の現実化という歴史的な展開の一コマであり、一般的にいえば、各国の歴史的な展開に相応した自然法の現実化が行われるべきだということになる。したがって、日本の西欧法継受に関するポアソナードの漸進主義はまさに移植された法の「根づき」<sup>③</sup>に由来するといえよう。こうしたポアソナードの自然法論においては、自然法が歴史的展開に応じて現実化される理想として維持されていることが、国会開設の勅諭ののちにかなり明確に、立法権をもって天皇の権限を制約する民撰議院の設立を主張することにも窺える。しかし、その場合においても、設立の根拠となる「権理」が納税や兵役の義務に対応させられていることを考えると、相対的で歴史的な性格をもつように思われる。

それでも、関西法律学校においては、吉田一士などの自由民権運動に影響を受けた創立者がいたわけで、自由

民権思想が本学校の建学の姿勢を形づくったことは確かである。しかしながら、法律学校は明治一九年以來の政府による教育行政大権の一元化のもとで、文部省の特別認可を通じてその監督下に入ることになる。関西大学は当初の申請は却下されるのだが、明治二四年に文部省の特別認可が司法省の指定認可に変更されたのち、明治二六年になって司法省認可による指定学校として再出発する<sup>④</sup>。司法省へのこの申請にあつては、申請者が吉田一士から井上操に変更される。それ以來、本校の授業において「自由」や「権利」について語ることに制約ができたことは想像するに難くなからう。

#### 注

① 石尾芳久「關西法律学校の創立とその精神」『關西法律學校の創立とその精神』（關西大学法学部、一九八六年）五五頁以下注一一。

② 山室信一『法制官僚の時代——國家の設計と知の歷程——』（木鐸社、一九八八年）八六頁以下参照。

③ 山室前掲書八九頁。

- ④⑤ 前掲書三三頁。
- ⑥ 前掲書四〇頁。
- ⑦ 前掲書八四頁。
- ⑧ 前掲書九三頁。
- ⑨ 毛利敏彦『江藤新平―急進的改革者の悲劇―』（中央公論社、一九八七年）一七頁以下参照。
- ⑩ 毛利前掲書七三頁。
- ⑪ 前掲書七一頁。
- ⑫ 前掲書六三頁以下、八〇頁以下参照。
- ⑬ 前掲書九四頁。
- ⑭ 前掲書八八頁。
- ⑮ 前掲書九六頁。
- ⑯ 前掲書九六頁以下参照。
- ⑰ 前掲書一一四頁以下参照。
- ⑱ 毛利前掲書一四三頁以下参照、および竹下賢「児島惟謙と江藤新平―司法権の思想の系譜―」、『続・児島惟謙の航跡』法学研究所叢書第一八冊（関西大学法学研究所、一九九七年）一四頁以下参照。
- ⑲ 毛利前掲書九六頁以下。
- ⑳ 前掲書一五三頁。
- ㉑ 竹下前掲論文一五頁以下参照。
- ㉒ 毛利前掲書一四七頁以下。
- ㉓ 石尾前掲論文九頁以下。
- ㉔ 毛利前掲書一〇一頁参照。
- ㉕ 石尾前掲論文一〇頁。なお、原文については五九頁注一四参照。
- ㉖ 毛利前掲書一六〇頁、一七七頁以下参照。
- ㉗ 中村雄二郎『近代日本における制度と思想』（未来社、一九六七年）三一―一頁。
- ㉘ 以上については、毛利前掲書二〇二頁以下参照。
- ㉙ 前掲書二〇三頁。
- ㉚ 以上については、市原靖久「21講 ポアソナード」『日本近代法120講』（法律文化社、一九九二年）五三頁。
- ㉛ 石尾前掲論文一四頁参照。さらに、中村前掲書三二―二頁および三三五頁以下注三参照。なお、アッペールは経済学の教師であった（三三七頁注八参照）。
- ㉜ 石尾前掲論文、一三頁および六三頁以下注二参照。
- ㉝ 以上については、佐々木克『幕末史』（筑摩書房、二〇一四年）三〇九頁以下参照。
- ㉞ 山室前掲書二七頁以下参照。



- ③5 佐々木前掲書三二六頁以下参照。
- ③6 石尾前掲論文四頁以下参照。
- ③7 前掲論文五頁。
- ③8 前掲論文五頁によるが、それは萩原延寿『馬場辰猪』（中央公論社、一九六七年）に依拠している。ただし一般には、日本大学の前身は明治三二年創立の日本法律学校だとされている。
- ③9 前掲論文三頁参照。
- ④0 野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」『日仏法学第一号』（日仏法学会、一九六一年）四八頁以下参照。
- ④1 石尾前掲論文六六頁以下注二一参照。
- ④2 前掲論文一五頁参照。
- ④3 田中耕太郎『法律哲學論集三』（有斐閣、一九七二年）一五三頁。同様の見解として、大久保泰甫『近代法の父ポアソナード』（岩波書店、一九七七年）五八頁以下参照、池田真朗『ポアソナードとその民法』（慶應義塾大学出版会、二〇一一年）一七頁以下参照。
- ④4 田中前掲書、一五四頁。
- ④5 山室前掲書三七頁。
- ④6 派遣事情については、毛利前掲書一五九頁以下参照。
- ④7 山室前掲書三四頁参照。
- ④8 矢野祐子「ポアソナードの憲法構想——小田切本『憲法備考』を手がかりにして——」『法制史研究44』（創文社、一九九五年）六五頁参照。
- ④9 前掲論文六九頁以下参照。
- ⑤0 本文以下については、前掲論文六八頁以下参照。
- ⑤1 池田前掲書一九頁参照。
- ⑤2 福島正夫「法の継受と社会Ⅱ経済の近代化・四」『比較法学』第一一巻（早稲田大学比較法研究所、一九七六年）二頁以下参照、これについては矢野前掲論文八九頁参照。本稿は継受法の「根づき」を、思想史の側面を取り上げるものといえる。
- ⑤3 石尾前掲論文三六頁以下参照。  
（たけした けん・関西大学法学部教授）